

ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る 水質基準に関する省令等の改正について（案）

1. 概要

ジクロロ酢酸については、平成 25 年 4 月 15 日に、トリクロロ酢酸については、平成 24 年 5 月 10 日にそれぞれ食品安全委員会委員長から厚生労働大臣に対し、食品健康影響評価の結果が通知された。食品健康影響評価内容から評価値を算出したところ、現在の水質基準を強化する必要があると考えられた。

そのため、第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）において審議いただいた結果、食品安全基本法の規定に基づき、内閣府食品安全委員会の意見を聴くこと、その後、パブリックコメント手続きを経て新基準値を設定することが了承されたことから、関係する省令等を改正するものである。

（1）水質基準の改正等について

上記の通り了承されたことから、平成 26 年 7 月 30 日付けで食品安全委員会に対し、水道により供給される水の水質基準を改正すること（ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸）について意見を求め、平成 26 年 10 月 7 日付けで食品安全委員会より食品健康影響評価について通知された。（別紙 1）これに基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を表 1 のとおり改正することについて、平成 26 年 10 月 17 日～11 月 17 日の間、パブリックコメントの募集を行った。

なお、クロロ酢酸についても併せて食品安全委員会より食品健康影響評価について通知されたが（ $TDI=3.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日）、第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）での審議時と同値であり、対応方針（現行値どおり $0.02\text{mg}/\text{L}$ を維持すること）に変更はない。

表 1 ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準値の見直し案

項目	現行基準値	新基準値
ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下	0.03mg/L 以下
トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下	0.03mg/L 以下

（2）水質管理目標設定項目に係る改正について

水質管理目標設定項目のうち、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質（「1,3-ジクロロプロペン（D-D）」及び「オキシシン銅（有機銅）」）について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年健発第 1010004 号）を表 2 のとおり改正することについて、平成 26 年 10 月 17 日～11 月 17 日の間、パブリックコメントの募集を行った。

表2 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) 及び農薬類の目標値の見直し案

項目	現行目標値	新目標値
フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.1mg/L 以下	0.08mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下	0.03mg/L 以下

2. 意見募集の結果等

「水質基準に関する省令の一部改正案に関する意見の募集について」について1件、「水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見の募集について」について1件の意見の提出があった。詳細については、別紙2に示すとおり。

3. 今後の予定

年度内に開催予定の厚生科学審議会生活環境水道部会において審議の上、(1)に掲げる省令及び(2)に掲げる通知の改正を行い、いずれも平成27年4月1日から施行する。



府 食 第 7 7 5 号
平成 2 6 年 1 0 月 7 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 2 6 年 7 月 3 0 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 健 第 0 7 3 0 第 4 号 を も っ て 貴 省 か ら 当 委 員 会 に 意 見 を 求 め ら れ た 、 水 道 に よ り 供 給 さ れ る 水 の 水 質 基 準 改 正 に 係 る 食 品 健 康 影 響 評 価 (ジ ク ロ ロ 酢 酸 及 び ト リ ク ロ ロ 酢 酸) の 結 果 は 下 記 の と お り で す の で 、 食 品 安 全 基 本 法 (平 成 1 5 年 法 律 第 4 8 号) 第 2 3 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 通 知 し ま す 。 な お 、 食 品 健 康 影 響 評 価 の 詳 細 は 別 添 の と お り で す 。

な お 、 併 せ て 関 連 物 質 で あ る ク ロ ロ 酢 酸 に つ い て も 審 議 を 行 っ た の で 別 添 の と お り 報 告 し ま す 。

記

ク ロ ロ 酢 酸 : 耐 容 一 日 摂 取 量 を $3.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体 重 / 日 と 設 定 す る 。

ジ ク ロ ロ 酢 酸 : 非 発 がん 毒 性 を 指 標 と し た 場 合 の 耐 容 一 日 摂 取 量 を $12.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体 重 / 日 、
発 がん 性 を 指 標 と し た 場 合 の 耐 容 一 日 摂 取 量 を $12.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体 重 / 日 、
発 がん ユ ニ ッ ト リ ス ク を 7.8×10^{-3} /(mg/kg 体 重 / 日) と す る 。

ト リ ク ロ ロ 酢 酸 : 耐 容 一 日 摂 取 量 を $6 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体 重 / 日 と 設 定 す る 。

水質基準に関する省令の一部改正案及び水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見募集の結果とその対応について（案）

1. 意見募集の実施

内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価及び第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）における審議結果に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）のジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準値を改正すること及び健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年健発第 1010004 号）の水質管理目標設定項目のうち、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質（「1,3-ジクロロプロペン（D-D）」及び「オキシシン銅（有機銅）」）について、それぞれ目標値を見直すことについて、平成 26 年 10 月 17 日から 11 月 17 日までの間、意見募集を行った。

2. 寄せられた意見数

水質基準に関する省令の一部改正案について 1 件、水質管理目標設定項目の見直し案について 1 件の意見の提出があった。

3. 意見に対する考え方

それぞれの意見に対する考え方を、水質基準に関する省令の一部改正案に対する意見を別表 1 に、水質管理目標設定項目の見直し案に対する意見を別表 2 に整理した。

水質基準に関する省令の一部改正案に対する意見

番号	大分類	意見要旨 (件数)	ご意見に対する考え方
1	検査法	<p>ハロ酢酸測定を LC/MS/MS 法で行う場合、告示に示されたトリクロロ酢酸のプリカーサーイオン (161, 207) とプロダクトイオン (117) では十分な感度が得られないが、プリカーサーイオンに 117、プロダクトイオンに 35 を使用することで、感度が十分に得られ、同時測定している他の 2 項目についても良好な結果を得ることができる。</p> <p>トリクロロ酢酸のプリカーサーイオンに 117、プロダクトイオンに 35 を追加していただくか、妥当性評価の結果が問題なければどのイオンを使用してもいいように告示の内容を変更して頂きたい。(1件)</p>	<p>今回の意見募集の直接の対象ではありません。</p> <p>なお、別表第 17 の 2 表 1 のモニターイオンの例は、提案検査法の審査において確認されたモニターイオンを例として示したもので、検査機関において、妥当性が確認されたモニターイオンを使用することは差し支えありません。</p>

水質管理目標設定項目の見直し案に対する意見

番号	大分類	意見要旨 (件数)	ご意見に対する考え方
1	目標値	<p>厚生科学審議会生活環境水道部会資料では、農薬類の新評価値の算出において、1日2L摂取、体重50kgと設定しているが、もっと多く水道水を摂取する人、もっと体重が軽い人は、それほど珍しくないので、設定を変えて算出し直すか、または少なくとも1日2L摂取、体重50kgという設定の根拠を示すべきではないか。</p> <p>(1件)</p>	<p>一日当たりの水摂取量及び消費者の体重は両方とも変動することから、評価値を決定するためにはいくつかの仮定を適用する必要がある、1日に飲用する水の量2リットル、人の体重50kgの条件のもとで評価値を算出しているものです。</p> <p>これは、WHO等が飲料水の基準設定にあたって広く採用している方法を基本としています。</p> <p>なお、体重については、平成26年度第1回水質基準逐次改正検討会資料4をご参照ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000052189.pdf</p>